

山梨県企業内展示会・商談会支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県企業内展示会・商談会支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、「山梨県補助金等交付規則」（昭和38年山梨県規則第25号）、国の「雇用開発支援事業費等補助金（戦略産業雇用創造プロジェクト）交付要綱」（平成25年6月7日付け厚生労働省発職0607第1号）、「戦略産業雇用創造プロジェクト実施要領」（平成25年6月7日付け職発0607第3号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、安定的で良質な雇用の創造を図るため、公益財団法人やまなし産業支援機構（以下「財団」という。）が行う企業内展示会・商談会事業（以下「補助事業」という。）に対し、その経費の全部又は一部を補助することにより、県内中小企業等の新たな取引先の開拓を促進することを目的とする。

(交付対象)

第3条 知事は、補助事業に必要な経費であって、別表1に掲げるもののうち、必要かつ適当と認められる経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付申請)

第4条 財団は、補助金の交付を受けようとするときには、交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 財団は、前項の補助金を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計をいう。以下、「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定及び通知)

第5条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により、財団に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税

等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、
適当と認めるときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

- 3 知事は、前条第2項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 財団は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受領した日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第7条 財団は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ、変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項ただし書きの軽微な変更とは、次のいずれかの場合をいう。

- (1) 別表1に掲げる補助対象経費の経費区分について、いずれか低い額の20%以内の金額の変更をする場合
- (2) 補助目的の達成に変更が生じることなく、かつ、事務能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更であって補助金の増額を伴わない場合

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 財団は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第9条 財団は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 財団は、補助事業の遂行及び収支状況について、知事の要求があったときは、速やかに事業の遂行状況を知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 財団は、補助事業が終了したとき又は第8条の規定による廃止の承認を受けた

ときは、その日から1ヶ月を経過した日、又は翌年度4月10日のいずれか早い日まで
に実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- 2 財団は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除額が明らか
かな場合には、当該補助金に係る消費税等仕入控除額を減額して報告しなければならない。
い。

（補助金の額の確定等）

第12条 知事は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて
現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第
7条による承認をした場合はその承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認
めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第6号）により、
財団に通知する。

- 2 知事は、財団に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える
補助金が交付されているときは、様式第6号によりその超える部分の補助金の返還を命
ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納
付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.9
5%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の請求）

第13条 財団は、前条の通知を受けた場合は、速やかに、請求書（様式第7号）を知事
に提出しなければならない。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる経
費については、概算払いをすることができる。

- 2 財団は、前項ただし書きにより、概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様
式第8号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第14条 知事は、第8条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる
場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- （1）財団が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示
に違反した場合
- （2）財団が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- （3）財団が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- （4）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必
要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第15条 財団は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 取得財産等のうち知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、所得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 知事は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち所得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(消費税等仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 財団は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申請により補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(補助金の経理等)

第18条 財団は、補助金に係る経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年8月11日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後、なおその効力を有する。

別表 1 (第 3 条関係) 補助対象経費

経費区分	経費の内容
委託費	会場設営費用 (看板作成、備品等借り上げ、撤去費用を含む)
旅費	出展先企業及び出展企業との事前調整、展示会当日の対応に係る旅費
庁費	通信運搬費、印刷製本費、バス借り上げ料、消耗品費
その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費